

## 最新判決情報

2010年  
[5月分]

### 〇メープルシロップ事件

知財高裁 H22.5.12 H21(行ケ)10414 審決取消請求事件(滝澤孝臣裁判長)

出願時の指定商品「カエデの木から採取した樹液を原料とするシロップ」が拒絶理由通知を受け、出願人がこれを「メープルシロップ」と補正したことが要旨の変更になるか否かが、無効審判の審決取消訴訟において争われた事案である。

判決では、丸善食品総合辞典や広辞苑などの記載に鑑み、両者は同一の内容の商品を指定したものであるとして、要旨の変更には当たらないとして審決を支持した。

ケフィア倶楽部の  
ピュアメープルシロップヌーボー

経過をみると、本件商標「ケフィア倶楽部の／ピュアメープルシロップヌーボー」(右掲)の商標権者である被告(無効審判被請求人)が、原告(審判請求人)の登録商標「ヌーボー」および「メープルシロップヌーボー」に対して異議を申し立てたので、その対応として本件無効審判を請求したようである。

### 〇和幸食堂事件

知財高裁 H22.5.12 H21(行ケ)10380 審決取消請求事件(滝澤孝臣裁判長)

登録商標「和幸食堂」(第43類)(右上掲)が、無効審判において、先登録商標「とんかつ／和幸」(右下掲)他6件の引用商標によりその登録が無効とされたので、その審決の取消が求められた事案である。

和幸食堂

争点は、本件商標中の「食堂」の識別力であり、本件商標「和幸食堂」全体を一体としてみて類否を判断すべきか否かである。

和幸

判決では、本件商標から「和幸食堂」全体としての称呼が生ずるとしても、「食堂」の文字は「食事をする部屋」あるいは「いろいろな料理を食べさせる店」を意味し、本件商標の指定役務を提供する場所そのものを意味するので識別性を欠き、その結果、本件商標中の「和幸」の部分も要部となるので、引用商標とは類似するとして、審決を支持した。

識別力を欠くか弱い部分を除外して要部判断を行ない、共通する「和幸」の部分において称呼が類似し、役務の出所について混同を生ずるおそれがあるとの判断であり、一応妥当性があるように見受けられる。

しかし、もし本件商標がトンカツ料理店について使用されるのではなく、例えばラーメン店の店名であったとした場合、トンカツ料理店の名称として知られている引用商標と果たして混同を生ずるであろうか。

この点、判決では、本件商標の指定役務「飲食物の提供」が、引用商標の指定役務「とんかつ料理の提供」を含むというだけで、本件商標がどのような料理店の名称として使用されるかについて、現実の取引の実情は検討されていない。

引用商標は6件あり、被告らの引用商標2のほか、協和(株)の引用商標1「とんかつ和幸」、(株)空港専門大店の引用商標4「和甲」、(株)和光の引用商標5「WAKO」および引用商標6「和光」などがあり、「ワコウ」の称呼を生ずる商標は引用商標2だけに限られるものではなく、「ワコウ」という称呼の店名の識別性はそれほど強いものではない。もちろん、漢字の「和幸」に限っていえば、トンカツ店が大半なので、事情は異なってくるであろう。

この点原告も、原告、被告、協和(株)ら3社のこれまでの関係を主張しているし、また原告および被告関係者らとの間においては、本年3月の知財高裁判決(滝澤裁判長)もあり、原告の本件商標がトンカツ料理店の名称として使用されることが当然に理解されているようであるが、もしそうであれば出所混同のおそれの判断において、本件商標が使用される「飲食物の提供」を具体的に認定すべきであったであろう。

なお本件の「食堂」のように、料理店の名称として使用される語としては、「屋」「軒」「亭」「館」「堂」「飯店」「カフェ」「ビストロ」「レストランテ」などがあり、識別性や類似性についてそれぞれいくつか審決が残されている。

## ○声優検定事件

### 知的高裁 H22.5.19 H21(行ケ)10351 損害賠償請求事件(中野哲弘裁判長)

第 41 類「声優の適性能力の検定」ほかを指定役務とする登録商標「**声優検定**」が法 3-1-3 号に違反して登録されたものとして、無効審判により無効とされたので、その審決の取消が求められた事案である。

判決も、本件商標の指定役務「声優の適性能力の検定」の需要者、取引者は声優の適性能力に関する検定試験の受験者・合格者や、当該適性能力に関する検定試験を実施し又は実施しようとする者であり、これらの者が本件商標「声優検定」に接した場合、これを「声優の適性能力の検定」と認識することは極めて自然であるので、本件商標は法 3-1-3 号に該当するとして、審決を支持した。

当然の結論と思われるが、むしろ特許庁が本件商標を識別性ありとして商標登録した点に判断の甘さがあったようである。

## ○フィルモア・モズライト事件

### 知財高裁 H22.5.27 H22(行ケ)10032 審決取消請求事件(飯村敏明裁判長)

第 14, 18, 24, 25 類を指定商品とする登録商標「**MOSRITE COLLECTION/M/FILLMORE**」(右上掲)に対して、公序良俗違反を理由に無効審判が申し立てられたが、不成立とされたので、その審決の取り消しが求められた事案である。審判請求人は、モズライト・ギターの製作者故セミー・モズレー氏の夫人である。



判決では、公序良俗違反のパターンとしては、商標の構成に着目したものと、主体に着目したものがあるが、商標法が、法 4-1-7 号とは別に、同 8 号、10 号、15 号、19 号を規定し本来私的な問題の解決を図っている以上、これらと密接不可分とされる事情については、専ら、これら条項の該当性として判断すべきであり、7 号にまで拡大解釈することは許されないと前置した。

その上で判決は、本件商標と引用商標(右下掲)とを比較すると、「mosrite」の文字を含む点において共通するが、本件商標においては「MOSRITE」の文字は読み易い態様ではなく、「FILLMORE」の文字もあり、図形としての相違もあるので、全体として異なる印象を与えるものであり、また引用商標の周知性は第 14 類の商品等にも及ぶとの原告の主張に対しても、両商標の相違点に鑑みれば、本件商標から引用商標を想起するものではないとした。



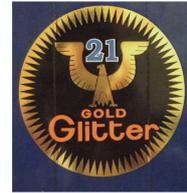
そして、引用商標がギターの出所を示すものとしてギター愛好家に知られていること、被告がモズライト・ギターの関係者からの承諾を受けることなく本件商標を出願したとの事情があったとしても、当該出願が商標登録を受けるべきでない者からされたか否かについては、特段の事情が無い限り、7 号ではなく、8, 10, 15, 19 号の該当性の有無によって判断すべきであるとして、審決を支持した。

モズライト・ギターの愛好家から見ると、被告フィルモア・モズライトも、アメリカ製モズライトとは別に、一定の評価を得ていると言えるので、本件商標が表示する観念は、「MOSRITE COLLECTION/FILLMORE」の文字に着目して、被告フィルモアが製作するモズライト型(モデル・タイプ)のギターブランドを意味しているのが自然と思われるので、直ちに公序良俗違反とも言えないであろう。但し、「モズライト型ギター」との表現をモズライトとは無関係のフィルモアが用いることが適法か否かは別の問題である。

## ○ゴールドグリッター事件

知財高裁 H22.5.31 H21(行ケ)10360 審決取消請求事件(中野哲弘裁判長)

第3類「つや出し剤」を指定商品とする登録商標「Gold Glitter EVOLUTION」(標準文字)に対して、法4-1-7号他を理由に無効審判が請求されたが、不成立とされたので、その審決の取消が求められた事案である。その前提事実として、原告は原告引用商標(右掲)および「Gold Glitter」や「ゴールドグリッター」等の標章が周知されていたことを主張した。



無効審判請求人である原告は、平成6年頃から被告と取引関係にあり、被告は原告引用商標が付された「カーワックス」を原告より購入し、有力取引先である協和興材をはじめ第三者に販売していたが、当該取引は平成19年1月に解消した。本件商標が出願されたのは、その後の平成19年3月8日である。

判決では、4-1-7号に該当性に関して、原告引用商標が付された商品が平成6年以降約13年間に渡り販売され、平成13年に前記協和興材が総発売元になり、宣伝等を行なうようになってからは相当数の商品の販売量があったことを認めた。

しかし雑誌などの宣伝広告においては、製造元として原告と被告の両名が表示されていたり、あるいは被告の広告では原告名が掲載されていなかったなど一連の証拠に照らして、本件商品「カーワックス」自体が需要者、取引者の間で広く認識されていたとしても、これに使用された原告商標が原告ないしは原告と営業上の関係のある会社の業務に係る商品を示すものとして広く認識されていたとの周知性を否定し、7号の該当性を否定した。

次に、本件商標登録が原告商標を剽窃的に登録したものであるとの7号該当性の原告の主張については、確かに被告は原告との取引解消後に本件商標を出願したものではあるが、被告は長年にわたり原告商品の販売拡大に協力し、一方、本件商品の販売を行なう上で、第三者から商標権を行使され不利益を被ることがないよう、防御の意味で、本件商標が出願される以前の平成9年に本件商品と同一の称呼「ゴールドグリッター」を生ずる商標「GOLD Glitter」を出願し商標登録して居り、原告においても当該商標権の取得を黙認していたことが推認される上、原告商標が原告らの商品を表示するとの周知性がない以上、被告が既登録商標に類似する本件商標の出願を禁じられる理由はないとして、剽窃的であり公序良俗に違反するとの原告の主張を斥けた。

概ね判決に賛同するが、基本的な理解として、ある商標が周知されたという場合、具体的な出所、つまり企業名との関連において周知されていた必要はなく、商標の機能から考えても、当該商標が付された商品は常に特定の出所から生じ、その品質も一定であるとの需要者らの理解において、広く知られていれば足りるのであり、本判決のように、原告あるいは原告と営業上の関係のある会社の業務に係る商品を示すものとして周知されている必要までではないのではなかろうか。

また、原告商品および原告商標は、本件商標が出願された当時には、具体的な出所名は別としても、すでに需要者らに周知されていたのであり、その後に、原告商品とは異なる出所と品質の被告商品が、原告商標と類似する商標名で販売された場合、需要者らにおいて、商品の出所や品質について、誤認混同が生ずることはないであろうか。

このような商品の出所や品質の誤認混同を防止する上では、前記の周知性の意味も、やはり具体的な企業名との関連において商標が周知されていることは必要ではないであろう。

現在のインターネットでの販売をみると、カーワックス「ゴールドグリッター」は、被告商品として(有)グリッタージャパンの名の下に大々的に販売されている一方、原告(株)吉野のサイトでは、「ゴールドグリッターからパーマラックスにバトンタッチ」、「皆様から愛されてきたゴールドグリッターを製造してきた株式会社吉野はゴールドグリッターを全ての点ではるかに凌駕する商品『パーマラックス』の開発に成功しました。」として、商品の転換が図られていることが理解される。